

千葉市立高等学校等の入学志願の特例に係る手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立高等学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第5号。以下「高等学校規則」という。）第25条の2第2項の規定による千葉市立高等学校（以下「高等学校」という。）及び千葉市立中等教育学校管理規則（令和3年千葉市教育委員会規則第6号。以下「中等教育学校規則」という。）第31条第3項の規定による千葉市立稲毛国際中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の入学の志願の特例に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(承認に係る手続)

第2条 高等学校規則第25条の2第2項又は中等教育学校規則第31条第3項の規定により校長の承認を受けて高等学校又は中等教育学校に入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 当該学校を志願することについてのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校又は在籍小学校等の校長の証明書
- (2) 入学後は当該学校の通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉市立千葉高等学校第1年次入学者選抜要項又は千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項に定める書類
- (4) その他当該学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第3条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。